

平成31年

# 富士川町議会

## 第1回臨時会会議録

平成31年 1月16日 開会

平成31年 1月16日 閉会

山梨県富士川町議会

平成 3 1 年

富士川町議会第 1 回臨時会

平成 3 1 年 1 月 1 6 日



5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9人）

町	長	志村	学	教	育	長	野中正人
会	計	管	理	者	永井	たかね	政策秘書課長
財	務	課	長	秋山	忠		管財課長
産	業	振	興	課	長	依田	正紀
生	涯	学	習	課	長	深澤	千秋
				都	市	整	備
				課	長	志村	正史

6. 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	早	川	竜	一
書		記	秋	山	綾				

開会 午前10時00分

○議長（井上光三君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町 告示第3号をもって招集されました、平成31年第1回富士川町議会臨時会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成31年第1回富士川町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

○議長（井上光三君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により13番 長澤健 君及び、1番秋山仁 君を指名します。

---

○議長（井上光三君）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

○議長（井上光三君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（井上光三君）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

なお、日程第4 議案第1号 条例制定案件についてはお手元に配布した議案付託表のとおり、所管の総務産業建設 常任委員会に付託します。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○議長（井上光三君）

日程第4 議案第1号 富士川町林地内危険木防災対策に関する条例の制定についてを、議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

————— 提案理由朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、議案第1号について補足説明を求めます。

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

それでは、議案第1号の富士川町林地内危険木防災対策に関する条例の制定について補足説明させていただきます。タブレット3ページをご覧ください。第1条には目的を、第2条には定義を定めております。カッコ4の危険木の定義については、アとしまして、樹高10メートル以上かつ胸高直径20センチメートル以上で、住宅等から20メートル以内に存する樹木であり、イとしまして、胸高直径10センチメートル以上で、住宅等から5メートル以内に存する竹、ウとしまして、その他住民の生命かつ財産に対して、被害の起因となる恐れのある竹木としております。第3条では、森林所有者等の責務、第4条、指導または助言では、森林所有者に対し指導と証言ができるとし、第5条、勧告では森林所有者に対し、危険木の除去についての勧告、次のページをお願いします。第6条、除去の命令では、勧告に従わない森林所有者に対し、危険木の除去の命令、第7条、届け出は命令を受けた森林所有者が、命令の措置を行なった場合の届け出。第8条、町による除去では、町長は森林所有者が除去を行うことが困難であると申し出た場合、その除去を行うことができるとし、第9条、代執行では命令を受けた森林所有者が危険木の除去を履行しない場合、代執行法の規定により危険木の除去を行い、その費用を森林所有者から徴収することができるとしております。第10条は、危険木の存する土地への立ち入り調査。第11条には、必要な事項を規則への委任を定めております。附則としてこの条例は公布の日から施行する。以上、議案第1条の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第1号について質疑を行います。なお、本案は所管の常任委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてください。質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第1号について質疑を終わります。

ここで、本案について所管の常任委員会での審査を行うため、休憩します。

休憩 午前10時 6分

---

再開 午前10時46分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

先ほど、総務産業建設常任委員会に付託しました議案第1号について、委員長の報告を求めます。

9番 深澤公雄君。

○9番議員（深澤公雄君）

————— 委員会審査報告書朗読による報告 —————

○議長（井上光三君）

以上で、総務産業建設常任委員長からの報告が終わりました。深澤委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、議案第1号の委員会審査報告について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第1号の委員会審査報告に対する質疑を終わります。

深澤委員長、ご苦勞様でした。自席にお戻りください。

これから、議案第1号について討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。以上をもって、議案第1号について討論を終わります。

これから日程第4議案第1号について採決します。お諮りします。議案第1号に対する委員会審査報告は可決とするものです。委員会審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声)

異議なしと、認めます。したがって、議案第1号については、委員会審査報告のとおり可決されました。

---

○議長 (井上光三君)

日程第5 議案第2号 富士川町社会体育施設条例及び富士川町都市公園条例の一部を改正する  
条例について

を、議題とします。町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長 (志村学君)

————町長提案理由説明————

○議長 (井上光三君)

次に、議案第2号について補足説明を求めます。

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長 (深澤千秋君)

それでは、議案第2号富士川町社会体育施設条例及び富士川町都市公園条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。両条例とも相関関係がございますので、一括して説明の方をさせていただきます。まず、社会体育施設条例の一部改正でございますが、新旧対照表で説明させていただきたいと存じます。タブレット11ページをご覧ください。まず第2条でございますが、第2条においては社会体育施設の名称および位置を定められているものでございます。今回富士川いきいきスポーツ公園の施設名、名称、位置を追加するものでございます。続いて別表でございますが、条例の第8条の2では、社会体育施設の使用時間。それから第9条では使用料を定めております。申し訳ございませんが次のページタブレット12ページをご覧ください。別記1でございます。今回富士川いきいきスポーツ公園の使用時間及び使用料につきましては、午前8時30分から午後7時の使用時間、それから1時間1,000円の使用料といたしております。また表中でございますが、体育館の閉鎖に伴い、町民体育館に関する施設の部分の削除をいたしております。次のページ、タブレット13ページでございますが、中段でございます。富士川いきいきスポーツ公園の陸上競技場の料金につきまして、1種目一式100円と定めさせていただいておるところでございます。続きまして、富士川町都市公園条例の一部改正でございますが、こちら新旧対照表でご説明の方をさせてい

たきます。タブレット15ページでございますがご覧ください。別表第1においてでございますが、条例第3条では都市公園の設置規定がございますが、今回、富士川いきいき公園の名称を追加するものでございます。併せて既定の公園2施設につきまして、住居表示の字句の訂正をさせていただいてるところでございます。別表第2でございます。条例第2条では有料公園施設の設置規定となっておりますが、こちらに富士川いきいきスポーツ公園の追加をさせていただき、併せて町民体育館の廃止に伴う町民体育館に関する施設の部分の削除をさせていただいてるところでございます。

戻っていただいてタブレット10ページでございます。附則でございます。附則といたしまして、施行期日につきましては、平成31年4月1日施行ということでございます。準備行為でございますけれども、いわゆる予約行為がございますので、予約行為につきましての規定が、準備行為ということで定めさせていただいているところでございます。以上、補足説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由、並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

第2号議案、富士川町社会体育施設条例及び富士川町都市公園条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。4月に供用開始を予定されている富士会いきいきスポーツ公園の使用料についてお伺いします。まず1つ目ですが、陸上競技場、サッカー場はですね、増穂中学とかあるいは増穂商業とかの生徒たち、あるいは町内でスポーツ少年団活動で陸上をしている団体がありますが、そういった場合の使用料についてはどのように考えてるのかお伺いします。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

ただ今の望月議員のスポーツ少年団の関係の使用料についての答弁をさせていただきます。スポーツ少年団及び体育協会の関係の使用料につきましては、従来、社会体育施設設置条例の条項に基づいて、減免ないしは免除規定がございます。それに則って、運用させていただいているところでございますけれども、当然、いきいきスポーツ公園も減免ないしは免除という規定を適用し、運用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

スポーツ少年団についてわかりました。学校関係の部活動についても同様と考えている、増穂商業も含めてですが、お願いします。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

学校関係も同様の考えで運用させていただきたいと存じます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

もう1つお願いをいたします。現時点では照明は付けないということで理解していますが、建設計画でいずれ照明設備をするという計画になっていますよね。河川敷なのでなかなか照明設備を導入するのが課題になると思いますが、照明設備を整えれば当然夜間の貸し出しも出てくるのか。その場合の使用料も当然かかってくると思うんですが、その点について伺いいたします。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

照明施設につきましては今現在、設置されてございませんが、設置された状況によって、条例の一部改正を提案させていただく予定になってございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

夜間照明…。

○議長（井上光三君）

望月眞君3回ですので、これで。

○5番議員（望月眞君）

あ、そうですか。失礼しました。

○議長（井上光三君）

他に質疑ありませんか。12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

それでは一部改正について質問させていただきます。器具の使用料の1種目一式が100円というこれはちょっと詳しく教えてもらいたいですけれども。例えばハードルなんかは1レーンだけ使えばですけど、9レーン使えばかける9です。それでも1回100円。どういうあれなのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

ただ今の器具一式の料金についてお答えをさせていただきます。陸上競技におかれましては、種目が5種目、ハードル、トラック競技、走り高跳び、幅跳び、砲丸投げということでございますけれども。その競技に、例えばハードであればハードル、トラック競技であればトラック競技、それらに關係する物すべてが一式ということでございまして。例えば、ハードルを9レーンに使うのであれば、スタート台が9つ、足をかけるところが9つ、それをすべて一式としてカウントさせていただいてございます。走り高跳びについてもしかるに、計測するものとかそれもすべて含めて一式という設定をさせていただいたところでございます。

○議長（井上光三君）

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

すごく安い金額だなと感じたんですけれども、これは何か参考にされたところがあるんでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

備品につきましては、取得価格から耐用年数。減価償却するという事の中で計算をしていくと、どうしても割高になります。できるだけ多くの方に利用をしていただきたいという考えのもと、料金設定においては、当然、類似施設を参考にしなければならないのも1つの手ではないかということの中で、参考までにを申し上げますと、ニッセイ南アルプススタジアム100円。都留市のやまびこ競技場100円。それから富士北麓公園60円。富士北麓は半日。それから、古瀬陸上競技場も半日60円。ということの中で、そういう金額の設定をさせていただいたところがございます、以上です。

○議長（井上光三君）

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

はい、わかりました。もう1点、富士川町社会体育施設条例の中の12条、損害賠償の義務という部分があるんですけれども、故意または過失により、施設または設備を汚染し、著しく破損したものは、それによって生じた損害賠償をしなければならない。ただし、特別の理由があると認める時はこの限りではないという条文があるんですけれども。ここに器具という言葉も足した方がいいのかなと思うんですけれどもその辺いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

条例第22条の関係でございます。施設及び設備という部分で、条文が謳われてございます、拡大解釈するのはなんですけれども設備という部分の中での、運用をさせていただきたいということで、よろしくお願いと存じます。以上です。

○議長（井上光三君）

12番 鮫田洋平君。

○12番議員（鮫田洋平君）

ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

他に質疑ありませんか。

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

笹本壽彦です。先ほどの続きになりますが、例えばサッカーゴールも1対で100円というふうに解釈をいたしました。それはそれでよろしいんですが、そのサッカーゴール、それから陸上競技のもろもろの備品、用品、これらは、例えば陸上競技の備品であれば、日本陸連の公認のものとか、サッカーゴールであれば、SG基準認証品とかってあるわけですよね。そういうものはクリアしている製品なのでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

ただ今の笹本議員の規格に関するご質問にお答えさせていただきます。当然、陸上競技場でございますので、各種大会等開催されるわけでございますから、規格そうしているものということで、ご理解いただければと思います。それともう一つ、サッカーゴールですが、実は今回お願いしているのは陸上競技備品の1式100円ということでございまして、サッカーゴールにつきましては、施設が違うという部分、サッカー場の一部ということでございまして、サッカー全体の利用ということの中の考えのもとに、使用料のほうは徴収しないとしております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

私の知識では、例えばサッカーボールなんかも基準認証品になれば、陸上競技の物に関しても陸連の公認のものとかになると、定期的なメンテナンスが科せられるんです。確かサッカーゴールの場合は、例えば接合部で3か月、その他で6か月とかとゆうふうな、公式なものをであれば、そういうメンテナンスが科せられるそうなんです。陸上競技の場合もタイムに関するものとか、非常に厳しくなります。その辺の後々のメンテナンス費用というのも考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

当然、施設を使っていけば経年劣化もしてくるわけでございますし、そういう体育義務の規定というか指摘もございますのであれば、確認しながらメンテナンスも検討していくということになります。以上でございます。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

終わります。

○議長（井上光三君）

他に質疑ありませんか。疑なしと認めます。以上をもって、議案第2号について質疑を終わります。

これから、議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。以上をもって、議案第2号について討論を終わります。

これから、日程第5 議案第2号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第6 議案第3号平成30年度富士川町一般会計補正予算（第6号）

を、議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

（提案理由の朗読説明）

○議長（井上光三君）

次に、議案第3号について 補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは議案第3号の補足説明をさせていただきます。タブレット17ページをご覧ください。平成30年度富士川町一般会計補正予算第6号。次のページをご覧ください。

（平成30年度富士川町一般会計補正予算の朗読説明）

第1表歳入歳出予算の補正は事項別明細書にて説明をさせていただきます。タブレットの21ページ、事項別明細書の表紙の次のページをご覧ください。

（平成30年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書の朗読説明）

以上で議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由、並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第3号について質疑を終わります。

これから、議案第3号について討論を行います。討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと、認めます。

以上をもって、議案第3号について討論を終わります。

これから、日程第6議案第3号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井上光三君）

日程第7 議案第4号富士川いきいきスポーツ公園体育器具購入契約の締結について

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

（提案理由の朗読説明）

○議長（井上光三君）

次に、議案第4号について補足説明を求めます。

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

それでは議案第4号の補足説明をさせていただきます。物品名につきましては、富士川いきいきスポーツ公園体育器具であります。納入場所につきましては富士川いきいきスポーツ公園倉庫への納入となります。主な購入物品の内容であります。ハードルや走り高跳び用の陸上競技用具などの陸上競技備品、及びサッカーゴールなどサッカー競技用の備品であります。入札方法につきましては、5社による指名競争入札であります。本年1月11日に指名した5社の参加による入札を行い、神山スポーツが落札をいたしました。落札金額は1,978万5,600円でございます。計画につきましては、入札日当日の1月11日付で仮契約の締結を行いました。なお落札率につきましては97.81%でございます。納入期限につきましては議決日の翌日から、平成31年3月27日までとなっております。契約の相手方につきましては、山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢1727番地、神山スポーツ神山智です。以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。○議長

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由、並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

議案第4号富士川いきいきスポーツ公園体育器具購入契約の締結についてにかかわって質問をさせていただきます。器具の保管について先ほどの納入場所を倉庫にするという説明がございましたが、現時点でそこは河川敷ですので先ほども言ったように建造物が建てられないというようないろんな制約があると思うんですが、納入場所の倉庫についてはどのような計画を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 志村正史君。

○都市整備課長（志村正史君）

ただ今のご質問にお答えします。体育備品の納入場所につきましては、甲西道路の高架下を専用しまして、国土交通省から専用をいただきまして、そこへ倉庫等の建設を現在発注し、これまでありました国土交通省の倉庫につきましては、移設をし完了しておりますので、今後、倉庫の建設を年度末の工期になっておりますので完成したいということで今進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

わかりました。若干遠くて運ぶのは大変かなと思いますが、それしょうがないかなと思います。もう1つお願いをいたします。資料をいただいた種類でいいますと、備品についてスターティングブロック、ストップウォッチ、ハードル、走り高跳び用支柱、マット等が掲載されておりましたが、そのほかにもですね、例えば陸上競技場というふうな1種の登録は恐らくでき

ないと思いますので、2種登録していくうえでは例えば槍投げ、砲丸とかハンマー競技は、そこではできないのかなというふうな解釈していますが、現段階で購入しようとしている器具については資料でいただいたもので、その他槍投げの槍とか砲丸とか、あるいは中学校なんかジャベリックスローといったような用具もあるようなんですが、随時そういうことも購入していくのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

ただいまの望月議員の中学校に関する追加備品ということでございますけども、現時点のところでは、購入ということは考えておりませんが、今後、学校等関係者と協議しながら、必要ということになるのであれば、協議しながら整備を進めていくという方向で進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

以上で終わります。

○議長（井上光三君）

他に質疑ありませんか。

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

この総額だけのことで、認証するにも何も、あの本当に基準がわからなくて困るのですが。例えばですね、これだけの専門的な備品をどなたが、どのような過程で選定したのか。例えばこの町には陸連の多く最高幹部があったような宮沢千秋先生だとか、オリンピック出た夢加さんだとか、陸上の専門家の内田浩先生だとか、そういう方もいらっしゃるわけですね。例えばそういう方の助言とかは全く受けてなくて、あくまでも、こう言うのは失礼だけでも、素人の職員が選定したのでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

ただいまの笹本議員の機種を選定についてでございますけども。当然、職員ではわかりませんので、陸上関係者、体育協会の陸上部と相談させていただきながら、積み上げたものでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

他に質疑ありませんか。

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

陸上競技場と併用ですのでサッカーゴールなどは固定式ではないと思います。ノックダウンだと思いますが、それらを大会があるたびに、倉庫から持ってきていて設営して、終わったらまたそこへ戻すというふうな作業が必要になると思うのですが。それはどなたがやるという予定なのでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

サッカーのゴールでございますけども、当然サッカーとしてお使いになられる団体またはの競技団体が使用するという事なので、そちらの方をお願いするという事でございます。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

じゃ1つだけですね、このあの総額でしかわかりませんので1つだけ教えてください。一般用サッカーゴールは1対の金額で当局としては、いくらを見積もっていらっしゃったのでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

一般用のサッカーゴールでございますけども、見積もりといたしましては、1対で33万9,660円でございます。以上です。

○3番議員（笹本壽彦君）

ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

他に質疑ありませんか。

1番 秋山仁君。

これだけの立派なものが出ますとですね、大会とかそういうふうな、ある程度の予定といたしますか、そういうものもサッカーにしろ陸上にしろ、ゲームがあるかなと思われるんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

秋山仁議員、この案件と直接関係ないんですが。生涯学習課長。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

秋山議員のご質問でございますが、まだ本案が可決されていないということでございますが、あの受付を、3月1日から開始する予定でございます。予約を。で当然今現在でもスポーツ少年団をはじめ多くの団体がグラウンド利用していただいておりますし、学校の運動競技等当然使われることが考えられます。先ほども申し上げたとおり、多くの方に使っていただくのが一番大切なことだと存じますので、できる限りPRしながらということで進めていきたいと思っております。以上でございます。

○1番議員（秋山仁君）

ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。以上をもって、議案第4号について質疑を終わります。

これから、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと、認めます。以上をもって、議案第4号について討論を終わります。

これから、日程第7議案第4号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日は、これにて散会とします。起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時27分